

群馬県障害を理由とする差別解消条例（仮称）の前文（案）

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障され、相互に人格と個性を尊重し合い、地域で支え合いながら、安全に安心して共に暮らす共生社会は、私たちが目指すべき社会である。

群馬県では、障害者が将来に夢と希望を抱き、地域で安全に安心して自分らしく自立して生活できる環境づくりを進めるため、障害者が地域で教育を受け、就労するための取組や、地域で生活する重い障害者の支援に重点的に取り組んできた。

しかしながら、障害者が日常生活や社会生活において、障害を理由とする不当な差別的取扱いや、事物、制度、慣行、観念その他の社会における様々な障壁により、地域での自立した生活や社会参加を妨げられたりしている状況が、今なお、私たちの社会には存在する。

このような状況において、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる共生社会を実現するためには、全ての県民が、障害を理由とする差別は、障害のない人も含めた全ての人に関係する問題であることを認識し、障害及び障害者に対する理解を深め、社会全体で連携・協力して、障害を理由とする差別の解消に取り組む必要がある。

ここに、私たちは、障害者の権利に関する条約、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の理念にのっとり、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、安全に安心して暮らせる共生社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。（641文字）